

# 「南部地域の学校跡地活用に関する個別活用計画」の改訂(素案) へのご意見を募集します

本計画は、南部地域における「まちの本質的な価値をつくる」ことを趣旨として、令和3年(2021年)3月に策定され、学校跡地活用の方向性や、庄内さくら学園中学校(旧第十中学校)、野田小学校、島田小学校の跡地活用に関する前提条件等を示しています。

このたび、社会情勢の変化等を踏まえ、計画の一部を改訂します。つきましては、計画改訂にあたっての基本的な考え方に関して、市民の皆様からのご意見を募集します。

## 意見提出期間

令和5年(2023年)9月15日(金)~10月5日(木)

## 意見の提出先・問合せ先

豊中市 都市経営部 経営戦略課(豊中市役所第一庁舎3階)  
〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1  
電話 06-6858-2745 ファクス 06-6858-4111  
市ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

### ○応募対象者

豊中市に在住する人や在勤・在学する人、その他利害関係を有する人であればどなたからでも、広く意見を募集します。

### ○意見の提出方法

裏面の「意見提出用紙」か、便箋などの用紙に、意見と住所、名前、電話番号を記入し、直接ご持参いただくか、郵便またはファクス、市ホームページのインターネット募集フォームにてご提出ください。「意見提出用紙」以外の用紙を使う場合は、必ず『南部地域の学校跡地活用に関する個別活用計画の改訂(素案)への意見』と明記してください。

### ○意見の取扱いなど注意事項

- ・ 今回の意見募集の対象は、改訂箇所のみとなります(別添の新旧対照表参照)。
- ・ 提出された意見は、名前・連絡先等を除き、公表されることがあることを予めご了承ください。
- ・ 意見に対して、市は個別には回答いたしません。いただいた意見の概要と市の考え方を、市政情報コーナーと庄内・新千里出張所、市ホームページで一定期間公表します。
- ・ この意見募集は、具体的な意見を収集することを目的としているため、単に賛否だけを記載したものや趣旨が不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。